

生活保護を受けておられる高校生の皆様へ 保健福祉センターからの大切なお知らせ

**あなたが、アルバイト等で得た収入は、忘れずに、
保健福祉センターに届け出てください。**

生活保護を受けておられるあなたの世帯（家族）は、あなた自身も含め、家族全員の収入について、保健福祉センターに、届出をしていただく必要があります。

また、保健福祉センターに届出のない収入が後から見つかった場合には、生活保護費を不正に受給したことになり、受け取り過ぎた生活保護費を全額返還してもらわなければなりません。

このため、あなたがアルバイト等で収入を得た場合は、毎月の給料明細書等収入額のわかる書類を、世帯主（保護者）の方を通じて保健福祉センターに提出してください。



生活保護制度は、あなたの家族が生活していくために、あなた自身の収入も含め、国が定める最低生活費に不足する部分を支給する制度です。このため、アルバイト等で得た収入額に応じて、あなたの家族に支給される生活保護費

は少なくなりますが、高校生の場合は、様々な控除が適用されるため、あなたが頑張って働いて得

た収入の一定額が手元に残ります（裏面の具体例をご覧ください。）。

例えば5万円のアルバイト収入を得た場合

	●収入を正しく申告した場合	●収入を申告しなかった場合
収入	50,000円	50,000円
基礎控除	-18,400円	なし
20歳未満控除	-11,600円	なし
保護費から減額される額	20,000円	50,000円
手元に残る額	30,000円	0円

★申告しなかった場合、手元には1円も残りません＝全額返還となります！

控除とは？

控除は、働くことによって必要となる様々な経費に充てるとともに、働く意欲を高めるために、収入金額から一定額を差し引く分であり、基礎控除の金額は、収入金額によって変わります。また、賞与（寸志）の有無や、他の世帯員の収入状況によっても変わります。



上記控除のほかに、アルバイトへ行くための交通費などの必要経費や高等学校等への就学に必要な最小限度の額のうち高等学校等就学費で給付されない経費（私立高校の授業料不足分、修学旅行費、クラブ活動費及び学習塾費等に充てられる額）についても、収入認定額から差し引きします。

なお、在学中の費用に限らず、卒業後の具体的な就労や早期の保護からの自立に必要なもの（就労に有利な資格を修得する費用、大学等に就学するための費用、就労や就学に伴う転居費用等）についても、収入認定額から差し引くことができる場合があります。詳細については、担当のケースワーカーに相談してください。

（京都市保健福祉局生活福祉課）